

令和4年4月15日

医療機関の長 様

大阪市新型コロナウイルスワクチン接種推進監

新型コロナウイルスワクチン接種に係る請求書の提出時期及び
予診票の取りまとめについて（お願い）

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市の新型コロナウイルス感染症対策に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、貴院のご尽力により、円滑に市民への接種が進んでおりますこと、重ねて御礼申し上げます。

現在、接種費の請求処理事務につきましては、請求書は、実施月の翌月10日までに提出いただき、予診票は、毎週土曜日に当該週に接種を行った方の分を送付用封筒にて送付いただいているところですが、新型コロナウイルス感染症の影響等により郵便物の到着が平時に比べて遅れている状況です。

つきましては、下記のとおり依頼をさせていただきますので、お手数をおかけいたしますがご理解・ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 請求書の提出時期について

現在、接種費用の請求書につきましては、実施月の翌月10日までにご提出いただいておりますが、予診票送付用封筒で送付いただいた場合、料金後納郵便が通常の郵便物の送達よりも時間を要することや、新型コロナウイルス感染症の郵便事情への影響から、期限を大幅に過ぎて届くことがあります。

つきましては、お忙しい中大変恐れ入りますが、提出期限の3日前【毎月7日】までには、ポストへ投函していただきますようお願いいたします。

本市事務処理センターへの到着が遅れますと、振り込みが遅れ、医療機関様にご迷惑をおかけすることとなりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

2 予診票のとりまとめについて

現在、接種した方の予診票につきましては、毎週土曜日に、当該週の1週間分の予診票を送付書とともに本市事務処理センターに送付いただいておりますが、今後、毎月の最終週分につきましては、月をまたぐ場合は、次図の令和4年5月の例を参考に、

2回に分けて送付していただきますようお願いいたします。お手数をおかけし申し訳ございませんが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

従前どおり週ごとに、日曜から土曜までに接種した方の予診票を送付してください。

令和4年5月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	6/1	6/2	6/3	6/4

月をまたぎますので、29日(日)から31日(火)に接種した方の予診票の送付をお願いします。

1日(水)から4日(土)までに接種した方の予診票の送付をお願いします。

3 予診票送付用封筒の差出有効期間の確認について

予診票送付用封筒をご使用の際は、差出有効期間が「**2023年3月31日まで**」の新しい封筒か十分ご確認をお願いします。(昨年度ご使用いただいていた予診票送付用封筒の差出有効期間は2022年3月31日までとなり使用できません。)

4 その他

令和4年度中の請求書及び予診票の本市事務処理センターへの送付スケジュールにつきまして、本市ホームページにカレンダーを掲載していますので、必要に応じてご活用ください。

大阪市 HP 「新型コロナワクチンの接種に係る費用請求について」

<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000531078.html#5>



大阪市保健所
感染症対策課 (ワクチン接種等調整チーム)
電話：06-6647-0813 FAX：06-6786-8003